

3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「キャンドルナイト」実施業務 公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「キャンドルナイト」実施業務

2 業務仕様

別紙仕様書（案）のとおり

なお、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して仕様書を確定します。

3 見積限度額

1, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしている者としてします。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- （2）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- （5）県税を滞納している者でないこと。

- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 福島県内に本社又は事務所・事業所を有していること。

5 実施スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年11月4日(火)
質問受付	令和7年11月12日(水) 17時まで
質問回答	令和7年11月14日(金) までに随時
プロポーザル参加申込書提出期間	令和7年11月17日(月) 17時まで
企画提案書提出期間	令和7年11月19日(水) 17時まで
審査会(プレゼンテーション)の実施	令和7年11月25日(火)
審査結果通知	令和7年11月25日(火)以降
契約締結	令和7年12月上旬予定

6 募集要領等の入手方法

募集要領及び企画提案書様式等については、福島県県北地方振興局ホームページからダウンロードして入手してください。

なお、福島県県北地方振興局の窓口又は郵送等での配付は行いません。

7 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

なお、事業説明会は実施しません。

(1) 受付期間

令和7年11月12日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、「13 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「【質問】3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「キャンドルナイト」実施業務」とし、電子メール・FAXとも電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県県北地方振興局のホームページに令和7年11月14日(金)までにその都度掲載します。(個別の問い合わせに対する回答は行いません。)

8 参加申込書の提出

参加申込書については、以下により受け付けます。

なお、参加申込書の提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年11月17日(月) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

「3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「キャンドルナイト」実施業務公募型プロポーザル参加申込書」(第2号様式)により、「13 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メール、FAX又は持参により提出してください。電子メール、FAXについては、件名を「【参加申込書】3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「キャンドルナイト」実施業務」とし、電話にて送付した旨お知らせください。

(3) その他

参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

9 企画提案書等の提出

企画提案書等については、以下により受け付けます。

(1) 提出期限

令和7年11月19日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参により「13 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日の9時から17時までとします。

(3) 企画提案書の記載内容、提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

・表紙を除き、日本工業規格A4版15ページ以内とすること。

・以下の内容を具体的に記載すること。

①業務内容に関する提案書(任意様式)

※全体コンセプト、会場レイアウト、キャンドル配置イメージ、ポスターイメージ、安全確保、多くの方に来場いただくための演出・イベント等

②実施スケジュール(任意様式)

※準備工程、当日のスケジュール

③業務実施体制(任意様式)

イ 事業経費積算書(任意様式)

※会場使用料及び会場から借りる備品使用料は計上不要

ウ 会社概要(第3号様式)

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第4号様式)

オ その他の添付書類

・上記のほか、企画提案を説明するのに必要な書類があれば添付すること。なお、添付は任意とする。

(4) 提出部数

ア～ウ 及び オ 5部(正本1部、副本4部) / エ 1部(正本1部)

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格

次のいずれかの事項に該当する企画提案書は失格とします。

- ア 本募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

参加申込書又は企画提案書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ・ 企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めません。
- ・ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- ・ 見積限度額を超える提案は、無効とします。
- ・ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

11 審査に関する事項

プロポーザル参加者からの提案を受け、審査会においてこれを総合的に評価し、委託契約候補者（単独随意契約予定者）を選定します。

(1) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時（予定）

令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 ※時間等詳細については、後日連絡します。

イ 場所

県庁北庁舎 4 階 県北地方振興局内

ウ 所要時間

1 者につき 15 分間以内の説明と 10 分間以内の質疑を実施します。

(2) 審査基準及び評価基準

別紙 3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「キャンドルナイト」実施業務公募型プロポーザル「評価基準」及び「審査基準表」のとおり。

(3) 選定方法

ア 審査委員は、審査基準表の項目ごとに評価基準により評価点数をつけます。

イ 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を委

託契約候補者（単独随意契約予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定します。

ウ 評価配点の上限（100 点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の 60%以上の合計点を
得ていることを最低基準とします。

エ 得点の最も高い者が 2 人以上あるときは、審査会において再協議し、委託契約候補者
及び次点者を決定します。

（４）審査結果の通知

ア 通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に電子メール等により通知します。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して 2 週間以内に、書面により
選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して 10 日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得
点」を公表するものとします。

12 契約に関する事項

（１）仕様書の協議等

選定した委託契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締
結します。仕様書の内容は、委託契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容
のとおりに反映されない場合もあります。

（２）契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は見積限度額を超えないものとします。

（３）その他

ア 委託契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は委託契約候補者が契約を
辞退した場合は、審査結果における次点者と協議します。

イ 契約後、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又
は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求
の対象とすることがあります。

13 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960－8670

福島県福島市杉妻町 2－16 福島県庁北庁舎 4 階

福島県県北地方振興局 復興支援・地域連携室（担当：副主査 畠山）

電 話 024－521－2654

FAX 024－521－2853

メールアドレス kenpoku.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp